

デジタル田園都市国家構想総合戦略について

1 国の改訂にかかる経緯

国は、少子高齢化、東京圏への人口集中による地方人口の減少など、主に人口に関する課題に対し、地方における豊かで安心な生活を営める地域社会の形成・地域社会を担う人材確保・地域における就業機会の創出を一体的に推進することを目的とし、平成26年11月にひと・まち・しごと創生法を制定しました。これに伴い、地方自治体では、地方版総合戦略を策定し、人口減少対策等の地方創生の充実・強化に向けて取り組んできました。

しかし、人口が減少する中で、東京圏と地方との転出入均衡達成目標は達成できておらず、地方の過疎化や地域産業の衰退等がいまだ大きな課題となっているのが現状です。

これを受けて、国では、令和4年12月23日の閣議決定により、まち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていくことを目的に、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更されました。

2 デジタル田園都市国家構想総合戦略の概略

(1) 趣旨

人口減少や少子高齢化が進行するなかで、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の下、地域の個性を生かしながら、デジタルの力によって、地方創生の取組を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すものです。

(2) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）

(3) 法律上の位置づけ

まち・ひと・しごと創生法第8条第1項に定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（従来の法律上の位置づけから変更なし）

(4) 施策の方向性

【デジタルの力を活用した地方の社会課題解決】

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる

従来の基本目標を踏襲しつつ、デジタルの力を活用することが追加。

【デジタル実装の基礎条件整備】

- ① デジタル基盤の整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 誰一人取り残されないための取組み

新たな視点として、デジタル基盤の整備等を国が推進し、地方のデジタル実装を下支え。

(5) 国が目指す具体的な施策

別紙資料 2-2 「デジタル田園都市国家構想総合戦略比較表」のとおり。

(6) デジタル田園都市国家構想総合戦略改訂にかかる地方自治体への影響

地方自治体においては、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき、国が定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めることとしています。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、先述のデジタル技術の活用に加え、地域それぞれが抱える社会課題の解決を図るため、地域が目指す理想像（地域ビジョン）を構築し、地域活性化の取組を推進することとしています。

まち・ひと・しごと創生法（抜粋）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項